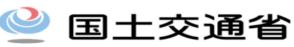
平成27年度

省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金 スキャンツールを活用した整備の高度化等推進事業(二次公募)



2 パシフィックコンサルタンツ株式会社



1.	目的	2
2. 7	補助対象設備·····	3
3. 7	補助対象事業者	4
4. 7	補助率及び補助金限度額	5
5. 7	補助事業の公募	6
6. 7	補助事業の開始	7
7.	実績報告及び補助金額の確定	13
8	スキャンツールの使用実施状況(総括表)	15
9. ;	補助金の支払い	16
10.	. 補助金の支払い以降の対応	17
	. スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
12	. まとめ	20
13.	.【参考】平成26年度補助における不備事項の代表例…	21
		_

1. 目的

- 〇省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金
 - 〇省エネルギー型陸上輸送実証事業
 - 〇スキャンツールを活用した整備の高度化等推進事業

(目的)

電子制御による新技術が活用される自動車の省エネルギー性能の維持に必要なスキャンツールの導入経費を補助するものであり、スキャンツールの効果を実証することを通じて、その自律的な普及を図り、省エネルギーの推進に資する。

2.補助対象設備

機能要件

国土交通省主催「自動車整備技術の高度化検討会」標準仕様を基にPCKKが選定した次に掲げる機能を全て有するもので、自動車メーカー2社以上に対応しているもの。

- ①ダイアグコードを読み取り、消去する機能
- ②作業サポート機能(アクティブテスト機能を含む)
- ③J-OBDⅡの情報を読み取る機能※1
- ④データモニタ機能※1
- ⑤フリーズフレームデータを読み取る機能※1
- ※1 J-OBDIIの情報を読み取る機能を有する場合は、データモニタ機能、フリーズフレームデータを読み取る機能を有するものとして判断する。

補助対象スキャンツールは、PCKKのホームページで補助対象設備一覧として公表



(http://www.pacific-hojo.jp/)

※パソコン本体やプリンター等の 周辺機器の取得費は補助対象外

point

機器の遡及

交付決定日以前に購入したスキャンツールの申請は認めない。

3. 補助対象事業者

補助対象事業者

- ①道路運送車両法第78条に定める認証を受けた 自動車分解整備事業者
- ②道路運送車両法第94条に定める認定を受けた 優良自動車整備事業者



地方運輸局等の事務処理要領等に定 められている<u>認証書、指定書もしくは認</u> 定書の写しを事業場毎に提出すること。

※認証書等を紛失している場合は、運輸支局にて証明書の交付申請を行い、 入手したうえで写しを提出すること。

証明書の交付日数に注意



今年度の二次公募は、より多くのスキャンツールの活用を可能とする目的で、既に事業場にスキャンツールを保有している場合も補助対象とします。(1事業場あたり補助対象経費の1/3以内、補助金限度額10万円)

※これまで補助金の交付を受けた事業者であっても、再度交付申請を 行うことができる

4. 補助率及び補助金限度額

公募予算額

約0.9億円(二次公募)

補助率

補助対象経費の1/3以内

公募予算オーバー

限度額

1事業場あたり、限度額は10万円

- ※2事業場の申請をした場合は、
 - 1台10万円×2事業場=合計20万円

①以下の申請を優先的に処理する。 補助対象設備一覧に掲載のスキャンツールを、

- 保有していない
- ・保有しているが法定耐用年数(5年間)を超過

②また、補助率及び補助上限額を減額することもある。【例】

補助申請の合計額が予算額に達した場合、公募期間内であっても公募を終了した上で

補助率を1/3以内 ⇒ 1/4以内に変更する 補助上限額を10万円 ⇒ 8万円に変更する など

※ 公募途中の締切、補助率や限度額変更などが発生する場合には、PCKKホームページで逐次発表。

5. 補助事業の公募

公募の申請

公表期間

PCKKホームページより申請様式をダウンロードし、 記入・入力した申請書類をPCKKに郵送する。 公募PCKKホームページ(http://www.pacific-hojo.ip/)

【申請書類】

- ①交付申請書(様式第1)
- ②交付申請書(様式第1)一別紙~別紙2 今年度削除様式 別紙3:暴力団排除誓約
- ③対象となる事業場毎に、認証書(写)又は、指定書(写)又は、認定書(写)
- ④対象となる事業場毎に、補助事業に要する経費の見積書※ (公募要領公表日以降の見積書)
- ⑤返信用封筒(定型封筒(長形3号)返信先を明記、切手は貼付不要)
- ※購入を希望するスキャンツールを補助対象機器一覧から選定し、機器販売会社から補助金交付申請用の見積書を取得する。

補助対象一覧にない機器の購入を申請する場合は、補助要件を満たすことが確認できる書類(カタログ等)を添付すること。

ただし、要件を満たさないと審査された場合は、補助は交付されない。

公募期間:1ヶ月

平成27年10月1日(木) ~10月30日(金)

- ※応募資料は、郵送によること。(直接、 持参や宅配便は不可。消印有効)
- ※公募開始日より前(9月30日以前)の 消印日の書類は無効。

不正行為の禁止!

※本補助金の代理申請行為は禁止されている。

poin

※応募に当たっては 9月30日以前の消印日の書 類は無効。日付の確認を!

6. 補助事業の開始

交付決定通知後、申請したスキャンツールを購入

発注のための見積もり等は交付決定日以降に実施すること。

※パソコンやプリンター、ライセンス更新料等のオプション品は補助外



スキャンツールの購入にあたっては、複数業者から同一機種の見積もりを取得し、 最低価格を提示した者から購入することが原則。

競争入札を行い複数業者から同一機種の見積もりを取得することも可能である。 ※見積もり、競争入札は交付決定日以降に実施する。

※支払い条件は現金又は金融機関振込で平成28年2月4日までに行う。

※平成28年2月4日までに故障コードが発見されない、若しくは30日間に達しないことが 想定される場合にはPCKKに連絡すること

仕様→複数業者の見積又は競争入札→発注→納品 → 検収→支払の手順に従ってそれぞれの書類を整 理しおく。(5年間の保存が必要) 複数の見積りを取っていない場合又は 最低価格を提示した者を選定していな い場合には、その選定理由を明らかに した理由書が必要となる。 6. 補助事業の開始(購入するスキャンツールの変更)

購入するスキャンツールは、 交付決定された補助額の合計を超えない範囲内で、変更可能

変更する場合は、必ずPCKKへ連絡の上、計画変更 承認申請(様式第4)を提出

PCKKに計画変更承認申請を提出すれば、 事業場間での交付決定額内の流用が可能

勝手に変更した場合は、交付決定額が流用ができないため減額される場合もある。

6. 補助事業の開始(購入するスキャンツールの変更)

【例】交付決定額の総額16万円

事業場1(A社スキャンツール30万円)補助金10万円

事業場2(B社スキャンツール18万円)補助金6万円

PCKKに連絡し計画変更承認申請を提出 事業場1・2ともにC社スキャンツール24万円に変更した場合

交付金額確定の考え方

事業場 1 (C社スキャンツール 2 4 万円)<u>補助金 8 万円</u>

事業場2(C社スキャンツール24万円)補助金8万円

point 計画変更申請により、事業場間での補助額が流用可能。 よって、事業者には<u>16万円</u>支払われる 6. 補助事業の開始(購入するスキャンツールの変更)

【例】補助対象経費の総額16万円

事業場1(A社スキャンツール30万円)補助金10万円

事業場2(B社スキャンツール18万円)<u>補助金6万円</u>

PCKKに計画変更申請を提出せず、

勝手に事業場1・2ともにC社スキャンツール24万円とした場合、 それぞれの事業場において交付決定された額以上の補助はできないため

交付金額確定の考え方

事業場 1 (C社スキャンツール 2 4 万円)<u>補助金 8 万円</u>

計画変更申請を行っていないため、事業場間での流用はできない よって、事業者には<u>14万円</u>しか支払われない

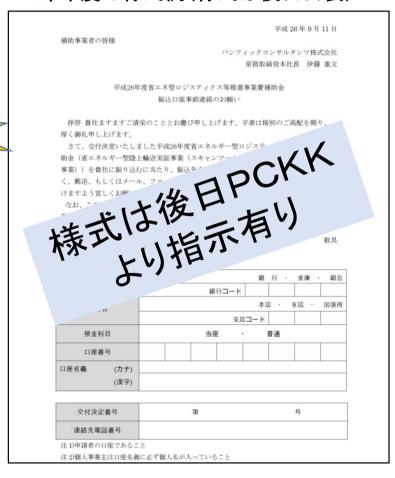
6. 補助事業の開始(中間報告の実施)

支払手続きを円滑に行うため、PCKKの 指示する期日までに以下の書類等を提出 ※提出方法等は後日PCKKより指示有り (提出期限は1月上旬頃を予定)

提出物

- ①事業場毎の支払領収証書(写)
- ②複数業者から取得した見積書(写)
- ③事業場毎の納品書(写)又は請求書(写)
- ④購入したスキャンルールの写真1枚以上 ※撮影条件:
 - スキャンツール本体、シリアルナンバーが 事業場の名刺と一緒に写っていること
- ⑤振込口座事前連絡書

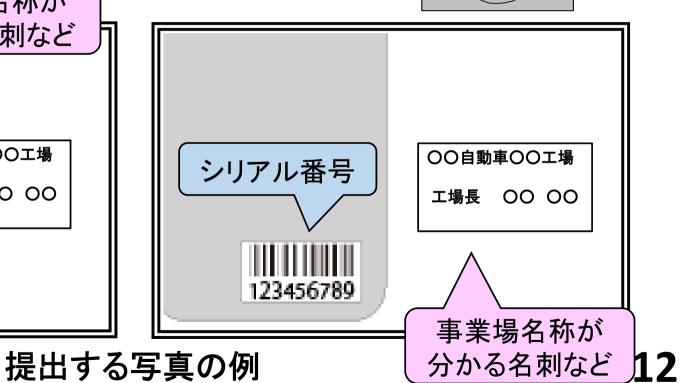
昨年度の様式例(様式は後日公表)



6. 補助事業の開始(中間報告の実施)

購入したスキャンツールの撮影方法





point

7. 実績報告及び補助金額の確定

実績報告

【補助事業完了日】

スキャンツール納入後30日間以上使用しデータを取得した日又は平成28年2月4日のいずれか早い日をいう。

補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内又は平成28年2月5日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書をPCKKに提出

【提出書類】

- ①支払領収書(写し) ※中間報告時に提出した場合は再提出不要
- ②補助事業実績報告書(様式第9)
- ③収支明細表(様式第9別紙)
- ③スキャンツールの使用実施状況(総括表)
- 4返信先を記入した返信用封筒(切手不要)

※平成28年2月4日までに故障コードが発見できない場合でも2月5日までに実績報告書の提出が必要です。 ※この場合、平成28年2月5日以降も継続してデータを取得し、実績を報告する義務があります。



[PCKK]

提出された補助事業実績報告書の審査を行う
※必要に応じて現地調査を行う

審査OK

補助事業者に「交付金額確定通知書」が送付される

7.実績報告及び補助金額の確定(実績報告書 様式第9別紙 収支明細表)

収支明細表

交付決定額 及び	交付決定額					
決算額	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額	
補助対象経費の区分	補助対象	神典全	補助対象経費	補助金 の額	補 <mark>助対</mark> 象 工典	神典全
事業場 1	300,000	100,000	0	0	300,000	100,000
事業場 2	180,000	60,000	0	0	180,000	60,000
合 計	480,000	160,000	0	0	480,000	160,000

収入						
補助金の収入額	補助計象経費()実績額	補助対象 2世	補助率	補助金の額	差引 【	備考し
0	300,000	300,000	1/3	100,000		
0	180,000	180,000	1/3	60,000		
0	480,000	480,000	1/3	160,000		

A:交付決定通知に記載された金額

B:Aの1/3の金額(千円未満切り捨て)

C:計画変更がない場合は記載不要

D: "

E:流用がない場合はAと同額 流用がある場合はA±Cの額

F:流用がない場合はBと同額 流用がある場合はEの1/3の金額

(千円未満切り捨て)

G:実際にかかった経費

H:Gと同じ金額を記入

Ⅰ:1/3と記入する

J:Hの1/3の金額を記入する。

(千円未満切り捨て)

8. 実施状況報告(スキャンツールの使用実施状況) (総括表)

補助事業実績報告書にはスキャンツールを活用した車両数及び、発見した故障コード等を事業場毎に記載した「スキャンツールの使用実施状況(総括表)」を添付する。

なお、取得するデータはスキャンツールの納入日以降で30日間以上の期間において実施することが必要。



※データ取得期間を確実に30日以上確保するためには、実質、平成28年1月6日までにス キャンツールを購入する必要がある。

※平成28年1月6日までに購入できない場合、PCKKに連絡し指示を仰ぐこと。

記載例

【総括表 記載事項】

スキャンツールを活用した車両数 スキャンツールを使用した台数のうち故障コード が発見された車両の型式及び故障コードを記載。

※1台で複数のコードが発見されたらすべて記載。

スキャンツールの使用実施状況(総括表)



車検証に記載されてる車両 型式を記載

スキャンツールに表示された 故障コード記載

9. 補助金の支払い

精算払請求書の提出

補助事業者は、「交付金額確定通知書」受領後、「補助金精算払請求書」をPCKKに提出する。

補助事業者【提出書類】

- ①補助金精算払請求書(様式第12)
 - ※記載内容は正確に!!

送付

[PCKK]

補助金精算払請求書の受領後、補助事業者に補助金を交付する。

補助事業者の指定口座に入金

指定口座に振り込み

10.補助金の支払い以降の対応

取得財産等の管理

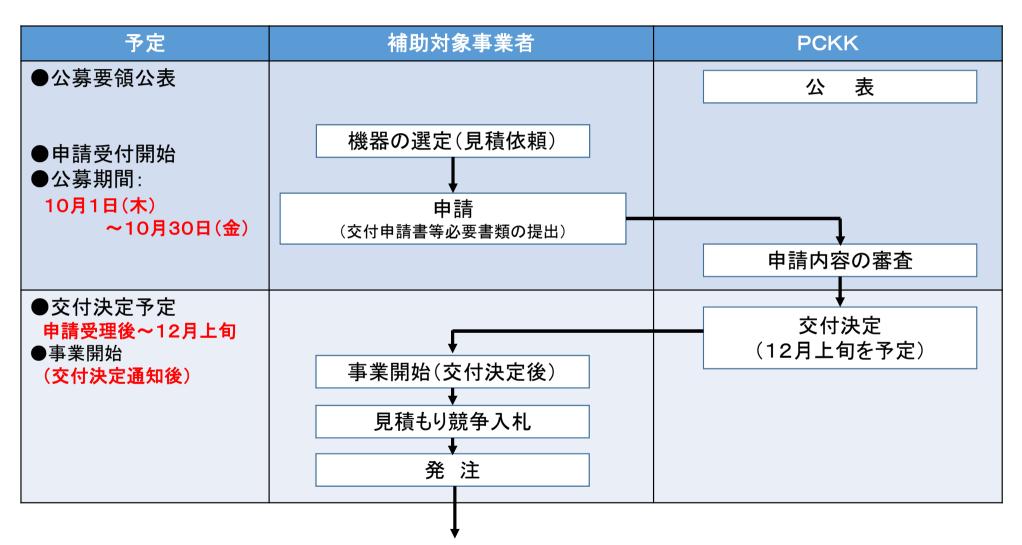
補助事業の完了後においても補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下、「取得財産等」という)について、省エネルギー事業を継続することを前提に、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。

取得財産等の価格が50万円以上の機器を5年以内に処分をする場合には、PCKKの承認が必要です。また、取得財産等管理台帳、管理明細表の作成及び実績報告時に提出が必要です。

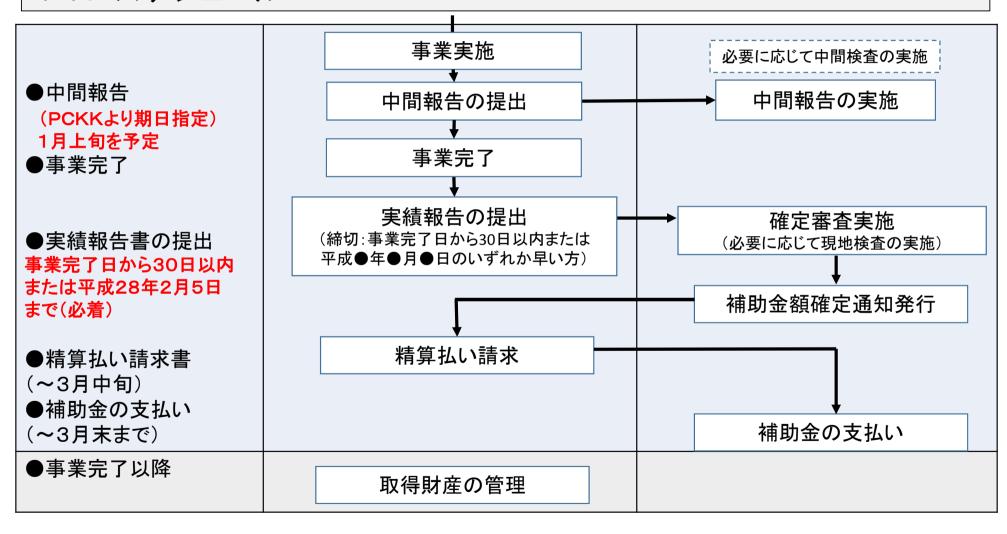


- ※ 取得価格が50万円未満の機器にあっても、補助金事業の完了後少なくとも5年間は、導 入した機器の管理及び補助金関係の書類の保存は必要です。
- ※ なお、場合によりPCKKによる調査及び会計実地検査への対応が必要です。
- ※ また、補助金を用い導入した機器の管理及び資金の動きについては、帳簿や証拠書類 を整理し、常にその収支を明らかにしなければなりません。

11. スケジュール



11. スケジュール



12. まとめ 〈平成27年度補助事業 (二次公募) の改正点〉

今年度の二次公募は、より多くのスキャンツールの活用を可能と する目的で、下記改正を行います。

- ①既に事業場にスキャンツールを保有している場合も補助対象
- ②「保有台数・補助台数」、「1事業者あたり2事業場まで」の要件を廃止

※ただし、<u>1事業場あたり補助対象経費の1/3以内、補助金限</u>度額10万円

13.【参考】平成26年度補助における不備事項の代表例

補助金交付申請書(様式第1)及び補助事業実績報告書(様式第9)

【申請書・添付書類の不備】

- ①住所若しくは氏名が未記入、加えて押印漏れ
- ②スキャンツールを保有していない宣言の記入・押印漏れ
- ③申請書と実績報告書で異なる住所
- ④別紙に記載したスキャンツールの型式と見積書の同一性 が確認できない
- ⑤見積書と申請書、領収書と実績報告書の金額が一致していない

13. 【参考】平成26年度補助における不備事項の代表例

その他

- ①提出期限を過ぎても、実績報告書等を一切提出しない
- ②記載された連絡先に電話しても誰も出ない (オレオレ詐欺対策用のダミーの連絡先を記載してあった)
- ③交付申請時と異なるスキャンツールを、無断で購入していた (PCKKへの事前連絡や計画変更申請を提出していない)
- ④申請書類の控えを一切保管していない (申請書類の内容確認の電話をしても、一切理解されない)
- ⑤機器販売店や整備商工組合と、直接話して欲しいと言われる (PCKKは申請者としか話ができない)
- ⑥請求書(様式第12)の申請者欄に押印のみ、その他は一切白紙

補助申請の円滑な審査作業に、ご協力をお願いいたします。



